

1. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

〈改定事項〉

○基本報酬

- ①生活機能向上連携加算の創設
- ②オペレーターに係る基準の見直し
- ③介護・医療連携推進会議の開催方法・頻度の緩和
- ④同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬
- ⑤地域へのサービス提供の推進
- ⑥ターミナルケアの充実
- ⑦医療ニーズへの対応の推進
- ⑧介護職員処遇改善加算の見直し

○基本報酬

〈単位数〉

	〈現行〉	〈改正後〉
一体型（訪問看護なし） / 連携型（訪問看護なし）		
要介護1	5658単位	5666単位
要介護2	10100単位	10114単位
要介護3	16769単位	16793単位
要介護4	21212単位	21242単位
要介護5	25654単位	25690単位
一体型（訪問看護あり）		
要介護1	8255単位	8267単位
要介護2	12897単位	12915単位
要介護3	19686単位	19714単位
要介護4	24268単位	24302単位
要介護5	29399単位	29441単位

①生活機能向上連携加算の創設

〈概要〉

○自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、新たに生活機能向上連携加算を創設する。

〈単位数〉

〈現行〉	⇒	〈改定後〉
なし		生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位/月（新設） 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位/月（新設）

〈算定要件等〉

○生活機能向上連携加算（Ⅰ）

- ・訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（原則として許可病床数200床未満のものに限る。）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師からの助言（アセスメント・カンファレンス）を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、計画作成責任者が生活機能の向上を目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成（変更）すること
- ・当該理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場において、又はICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行うことを定期的に行うこと

○生活機能向上連携加算（Ⅱ）

- ・訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（原則として許可病床数200床未満のものに限る。）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が利用者宅を訪問し身体状況等の評価（生活機能アセスメント）を共同して行うこと
- ・計画作成責任者が生活機能の向上を目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成すること

②オペレーターに係る基準の見直し

〈概要〉

ア 日中（8時から18時）と夜間・早朝（18時から8時）におけるコール件数等の状況に大きな差は見られないことを踏まえ、日中についても、

- ・利用者へのサービス提供に支障がない場合には、オペレーターと「随時訪問サービスを行う訪問介護員」及び指定訪問介護事業所、指定夜間対応型訪問介護事業所以外の「同一敷地内の事業所の職員」の兼務を認めることとする。
- ・夜間・早朝と同様の事業所間の連携が図られているときは、オペレーターの集約を認めることとする。
【省令改正／地域密着型基準第3条の4及び第3条の30関係】

ただし、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、

- ・ICT等の活用により、事業所外においても、利用者情報（具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況や家族の状況等）の確認ができるとともに、
- ・適切なコール対応ができない場合に備えて、電話の転送機能等を活用することにより、利用者からのコールに即時に対応できる体制を構築し、コール内容に応じて、必要な対応を行うことができると認められる場合を言うこととする。

イ オペレーターに係る訪問介護のサービス提供責任者の「3年以上」の経験について、「1年以上」に変更することとする。なお、初任者研修課程修了者及び旧2級課程修了者のサービス提供責任者については、引き続き「3年以上」の経験を必要とすることとする。【省令改正／地域密着型基準第3条の4関係】

〈参考：オペレーターに求められる資格要件（現行）〉

看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士、介護支援専門員、サービス提供責任者として3年以上従事した経験を持つ者

③介護・医療連携推進会議の開催方法・頻度の緩和

〈概要〉

○介護・医療連携推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、開催方法や開催頻度について以下の見直しを行う。【通知改正】

ア 現在認められていない複数の事業所の合同開催について、以下の要件を満たす場合に認める。

- i 利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。
- ii 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。
- iii 合同して開催する回数が、1年度に開催すべき介護・医療連携推進会議の開催回数の半数を超えないこと
- iv 外部評価を行う介護・医療連携推進会議や運営推進会議は、単独開催で行うこと。

イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の介護・医療連携推進会議の開催頻度について、他の宿泊を伴わないサービス（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護）に合わせて、年4回から年2回とする。

【省令改正／地域密着型基準第3条の37関係】

④同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬

〈概要〉

- ア 同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬について以下の見直しを行う。
- i 定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービス提供については、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物（有料老人ホーム等（※）に限る）に居住するに該当する場合に600単位/月の減算とされているが、建物の範囲を見直し、有料老人ホーム等（※）以外の建物も対象とする。
 - ii また、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合は、減算幅を見直す。
- ※養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅
- イ その際、減算を受けている者と、減算を受けていない者との公平性の観点から、減算を受けている者の区分支給限度基準額を計算する際には、減算前の単位数を用いることとする。

〈単位数〉

〈現行〉

減算等の内容	算定要件
600単位/月 減算	・事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る）に居住する者

〈改定後〉

減算等の内容	算定要件
①600単位/月 減算	①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者
②900単位/月 減算	②事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合

⑤地域へのサービス提供の推進

〈概要〉

- 一部の事業所において、利用者の全てが同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住しているような実態があることを踏まえ、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、正当な理由がある場合を除き、地域の利用者に対してもサービス提供を行わなければならないことを明確化する。【省令改正/地域密着型基準第3条の37関係】

⑥ターミナルケアの充実

〈概要〉

- 看取り期における本人・家族との十分な話し合いや訪問看護と他の介護関係者との連携を更に充実させる観点から、「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行うことを明示することとする。【通知改正】

〈算定要件等〉

○ターミナルケア加算の要件として、下の内容等を通知に記載する。

- ・「人生の最終段階における医療の決定プロセスにおけるガイドライン」等の内容を踏まえ、利用者本人と話し合いを行い、利用者本人の意思決定を基本に、他の医療及び介護関係者との連携の上、対応すること。
- ・ターミナルケアの実施にあたっては、居宅介護支援事業者等と十分な連携を図るよう努めること。

⑦医療ニーズへの対応の推進（緊急時訪問看護加算の見直し）

〈概要〉

○中重度の要介護者の在宅生活を支える体制をさらに整備するため、訪問看護サービスを行うにあたり24時間体制のある定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の体制について評価を行うこととする。

〈単位数〉

	〈現行〉		〈改定後〉
緊急時訪問看護加算	290単位/月	⇒	315単位/月

〈算定要件等〉

○利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して24時間連絡できる体制にあって、かつ計画的に訪問することとなっていない緊急時における訪問を必要に応じて行う体制にある場合（訪問看護サービスを行う場合に限る。）に算定（変更なし）

⑧介護職員処遇改善加算の見直し

〈概要〉

○介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）については、要件の一部を満たさない事業者に対し、減算された単位数での加算の取得を認める区分であることや、当該区分の取得率や報酬体系の簡素化の観点を踏まえ、これを廃止することとする。その際、一定の経過措置期間を設けることとする。

○その間、介護サービス事業所に対してはその旨の周知を図るとともに、より上位の区分の取得について積極的な働きかけを行うこととする。

〈算定要件等〉

○介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）については、別に厚生労働大臣が定める期日（※）までの間に限り算定することとする。

※平成30年度予算案に盛り込まれた「介護職員処遇改善加算の取得促進支援事業」により、加算の新規の取得や、より上位の区分の取得に向けて、事業所への専門的な相談員（社会保険労務士など）の派遣をし、個別の助言・指導等の支援を行うとともに、本事業の実施状況等を踏まえ、今後決定。

○ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）（抄）【平成三十年四月一日施行（予定）】

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表	別表 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表
1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費	1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費
イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(I)（1月につき）	イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(I)（1月につき）
(1) 訪問看護サービスを行わない場合	(1) 訪問看護サービスを行わない場合
(一) 要介護1 <u>5,666単位</u>	(一) 要介護1 <u>5,658単位</u>
(二) 要介護2 <u>10,114単位</u>	(二) 要介護2 <u>10,100単位</u>
(三) 要介護3 <u>16,793単位</u>	(三) 要介護3 <u>16,769単位</u>
(四) 要介護4 <u>21,242単位</u>	(四) 要介護4 <u>21,212単位</u>
(五) 要介護5 <u>25,690単位</u>	(五) 要介護5 <u>25,654単位</u>
(2) 訪問看護サービスを行う場合	(2) 訪問看護サービスを行う場合
(一) 要介護1 <u>8,267単位</u>	(一) 要介護1 <u>8,255単位</u>
(二) 要介護2 <u>12,915単位</u>	(二) 要介護2 <u>12,897単位</u>
(三) 要介護3 <u>19,714単位</u>	(三) 要介護3 <u>19,686単位</u>
(四) 要介護4 <u>24,302単位</u>	(四) 要介護4 <u>24,268単位</u>
(五) 要介護5 <u>29,441単位</u>	(五) 要介護5 <u>29,399単位</u>
ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(II)（1月につき）	ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(II)（1月につき）
(1) 要介護1 <u>5,666単位</u>	(1) 要介護1 <u>5,658単位</u>
(2) 要介護2 <u>10,114単位</u>	(2) 要介護2 <u>10,100単位</u>
(3) 要介護3 <u>16,793単位</u>	(3) 要介護3 <u>16,769単位</u>
(4) 要介護4 <u>21,242単位</u>	(4) 要介護4 <u>21,212単位</u>
(5) 要介護5 <u>25,690単位</u>	(5) 要介護5 <u>25,654単位</u>
注1～4（略）	注1～4（略）
5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建	5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建

物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と同一の建物（以下の注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）に対して、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、1月につき600単位を所定単位数から減算し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、1月につき900単位を所定単位数から減算する。

6～8 （略）

9 イ(2)について、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を除く。以下「一体型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」という。）が、利用者の同意を得て、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある場合（訪問看護サービスを行う場合に限る。）には、緊急時訪問看護加算として、1月につき315単位を所定単位数に加算する。

10・11 （略）

12 イ(2)について、一体型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の訪問看護サービスを利用しようとする者の主治の医師（介護老人保健施設及び介護医療院の医師を除く。）が、当該者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合は、当該指示の日から14日間に限って、イ(1)に掲げる所定単位数を算定する。

13・14 （略）

物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム、同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム若しくは同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム又は高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅であって同項に規定する都道府県知事の登録を受けたものに限る。以下この号並びに夜間対応型訪問介護費の注2、小規模多機能型居宅介護費注1及び注2並びに複合型サービス費注1及び注2において同じ。）若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と同一建物に居住する利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、1月につき600単位を所定単位数から減算する。

6～8 （略）

9 イ(2)について、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を除く。以下「一体型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」という。）が、利用者の同意を得て、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合（訪問看護サービスを行う場合に限る。）は、緊急時訪問看護加算として、1月につき290単位を所定単位数に加算する。

10・11 （略）

12 イ(2)について、一体型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の訪問看護サービスを利用しようとする者の主治の医師（介護老人保健施設の医師を除く。）が、当該者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合は、当該指示の日から14日間に限って、イ(1)に掲げる所定単位数を算定する。

13・14 （略）

ハ (略)

ニ 退院時共同指導加算 600単位

注 病院、診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、一体型指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の保健師、看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が退院時共同指導（当該者又はその看護に当たっている者に対して、病院、診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院の主治の医師その他の従業者と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供することをいう。以下同じ。）を行った後、当該者の退院又は退所後に当該者に対する初回の訪問看護サービスを行った場合に、退院時共同指導加算として、当該退院又は退所につき1回（特別な管理を必要とする利用者については2回）に限り、所定単位数を加算する。

ホ (略)

ヘ 生活機能向上連携加算

(1) 生活機能向上連携加算Ⅰ 100単位

(2) 生活機能向上連携加算Ⅱ 200単位

注1 (1)について、計画作成責任者（指定地域密着型サービス基準第3条の4第1項に規定する計画作成責任者をいう。注2において同じ。）が、指定訪問リハビリテーション事業所（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス基準」という。）第76条第1項に規定する指定訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）、指定通所リハビリテーション事業所（指定居宅サービス基準第111条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を

ハ (略)

ニ 退院時共同指導加算 600単位

注 病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、一体型指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の保健師、看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が退院時共同指導（当該者又はその看護に当たっている者に対して、病院、診療所又は介護老人保健施設の主治の医師その他の職員と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供することをいう。以下同じ。）を行った後、当該者の退院又は退所後に当該者に対する初回の訪問看護サービスを行った場合に、退院時共同指導加算として、当該退院又は退所につき1回（特別な管理を必要とする利用者については2回）に限り、所定単位数を加算する。

ホ (略)

(新設)

中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下同じ。)の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画(指定地域密着型サービス基準第3条の24第1項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画をいう。この注及び注2において同じ。)を作成し、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づく指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行ったときは、初回の当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護が行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

2 (2)について、利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定訪問リハビリテーション(指定居宅サービス基準第75条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。)、指定通所リハビリテーション(指定居宅サービス基準第110条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際に計画作成責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成した場合であつて、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づく指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行ったときは、初回の当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護が行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)を算定している場合は、算定しない。

ト (略)

チ 介護職員処遇改善加算

ハ (略)

ト 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（(4)及び(5)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからトまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからトまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) イからトまでにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数
- (4)・(5) (略)

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからヘまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからヘまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) イからヘまでにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数
- (4)・(5) (略)

1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	
			准看護師によりサービス提供が行われる場合	通所サービス利用時の調整（1日につき）	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合	特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問看護加算	特別管理加算	ターミナルケア加算
イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ） （1月につき）	(1)訪問看護サービスを行わない場合	要介護1（ 5,666 単位）	×98/100	-62単位	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合 1月につき -600単位	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +315単位	1月につき （Ⅰ）の場合 +500単位 又は （Ⅱ）の場合 +250単位	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合 +2,000単位
		要介護2（ 10,114 単位）		-111単位							
		要介護3（ 16,793 単位）		-184単位							
		要介護4（ 21,242 単位）		-233単位							
		要介護5（ 25,690 単位）		-281単位							
	(2)訪問看護サービスを行う場合	要介護1（ 8,267 単位）		-91単位							
		要介護2（ 12,915 単位）		-141単位							
		要介護3（ 19,714 単位）		-216単位							
		要介護4（ 24,302 単位）		-266単位							
		要介護5（ 29,441 単位）		-322単位							
ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅱ） （1月につき）	要介護1（ 5,666 単位）	-62単位	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合 1月につき -900単位	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +315単位	1月につき （Ⅰ）の場合 +500単位 又は （Ⅱ）の場合 +250単位	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合 +2,000単位		
	要介護2（ 10,114 単位）	-111単位									
	要介護3（ 16,793 単位）	-184単位									
	要介護4（ 21,242 単位）	-233単位									
	要介護5（ 25,690 単位）	-281単位									
ハ 初期加算（1日につき +30単位）											
ニ 退院時共同指導加算 一 定型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所であって訪問看護サービスが必要な者のみ算定可能（1回につき +600単位）											
ホ 総合マネジメント体制強化加算（1月につき 1,000単位を加算）											
ヘ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算（Ⅰ） （1月につき +100単位）										
	(2)生活機能向上連携加算（Ⅱ） （1月につき +200単位）										
ト サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ （1月につき +640単位）										
	(2) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ （1月につき +500単位）										
	(3) サービス提供体制強化加算（Ⅱ） （1月につき +350単位）										
	(4) サービス提供体制強化加算（Ⅲ） （1月につき +350単位）										
チ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき +所定単位×137/1000）		注 所定単位は、イからマまでにより算定した単位数の合計								
	(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき +所定単位×100/1000）										
	(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） （1月につき +所定単位×55/1000）										
	(4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） （1月につき +(3)の90/100）										
	(5) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） （1月につき +(3)の80/100）										

：「事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合」、「特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」については、支給限度額管理の対象外の算定項目

【脚注】

1. 単位数算定記号の説明

- +○○単位 ⇒ 所定単位数 + ○○単位
- 単位 ⇒ 所定単位数 - ○○単位
- ×○○/100 ⇒ 所定単位数 × ○○/100
- +○○/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×○○/100